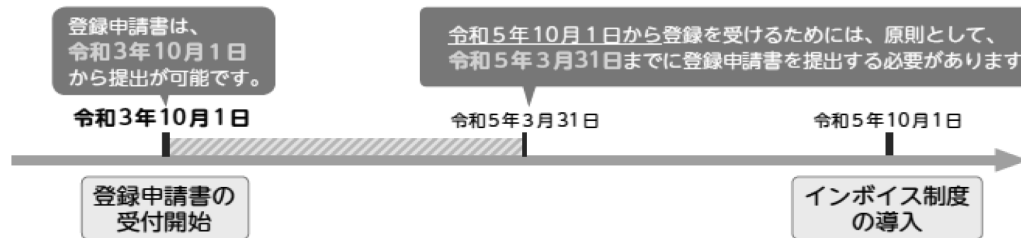


**令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。**



制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

インボイスってナニ?

電子データ(電子インボイス)でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

| 請求書 | | 【記載事項】 |
|------------------|------|--------------------------|
| 〇〇株式会社 | 株式会社 | ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 |
| ●年●月●分 | | ② 取引年月日 |
| ■月▲日 割りばし 550円 | | ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) |
| ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円 | | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 |
| 合計 43,600円 | | ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |
| (10%対象 22,000円) | | |
| (8%対象 21,600円) | | |
| ※は軽減税率対象 | | |

<インボイス> 令和5年10月~

| 請求書 | | 【記載事項】 |
|-------------------------|----------------|------------------------|
| 〇〇株式会社 | 株式会社(T1234...) | 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの |
| ●年●月●分 | | ① 登録番号 (課税事業者のみ登録可) |
| ■月▲日 割りばし 550円 | | ② 適用税率 |
| ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円 | | ③ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| 合計 43,600円 | | |
| 10%対象 22,000円 内税 2,000円 | | |
| 8%対象 21,600円 内税 1,600円 | | |
| ※は軽減税率対象 | | |

「インボイス制度」ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

